

※令和元年10月改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 通所型サービス(通所介護相当)サービスコード表

釧路市

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6 1111	通所型サービス(通所介護相当)1	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655	1月につき		
A6 1121	通所型サービス(通所介護相当)2	事業対象者・要支援2	3,393単位	3,393			
A6 1113	通所型サービス(通所介護相当)1回数	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位	380			
A6 1123	通所型サービス(通所介護相当)2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位	391	1回につき		
A6 6109	通所型サービス(通所介護相当)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき		
A6 6105	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376			
A6 6106	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752			
A6 5010	通所型サービス(通所介護相当)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100			
A6 5002	通所型サービス(通所介護相当)運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225			
A6 5003	通所型サービス(通所介護相当)栄養改善加算	栄養改善加算	150単位加算	150			
A6 5004	通所型サービス(通所介護相当)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150単位加算	150			
A6 5006	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算 I 1		運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算	480			
A6 5007	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算 I 2	選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位加算	480			
A6 5008	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上 480単位加算	480			
A6 5009	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算 II	選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位加算	700			
A6 5005	通所型サービス(通所介護相当)事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120			
A6 6107	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算 I 11	サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1 72単位加算	72			
A6 6108	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算 I 12		事業対象者・要支援2 144単位加算	144			
A6 6101	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算 I 21	サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1 48単位加算	48			
A6 6102	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算 I 22		事業対象者・要支援2 96単位加算	96			
A6 6103	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算 II 1	サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24			
A6 6104	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2 48単位加算	48			
A6 4002	通所型サービス(通所介護相当)生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算	200単位加算	200			
A6 4003	通所型サービス(通所介護相当)生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合 100単位加算	100			
A6 6201	通所型サービス(通所介護相当)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき		
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算	1月につき		
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算			
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算			
A6 6113	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算			
A6 6115	通所型サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算			
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算			
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算			
(定員超過の場合)							
A6 8001	通所型サービス(通所介護相当)1・定超	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 ×70%	1,159	1月につき
A6 8011	通所型サービス(通所介護相当)2・定超		事業対象者・要支援2	3,393単位		2,375	
A6 8003	通所型サービス(通所介護相当)1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		266	1回につき
A6 8013	通所型サービス(通所介護相当)2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274	
(看護・介護職員が欠員の場合)							
A6 9001	通所型サービス(通所介護相当)1・人欠	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,159	1月につき
A6 9011	通所型サービス(通所介護相当)2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393単位		2,375	
A6 9003	通所型サービス(通所介護相当)1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		266	1回につき
A6 9013	通所型サービス(通所介護相当)2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274	

※令和元年10月改正により単位数等を追加・変更しました。

(送迎あり) 釧路市 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A6 1211			通所型サービスA(緩和した基準による)1	事業対象者・要支援1	1,490単位	1,490	1月につき	
A6 1221			通所型サービスA(緩和した基準による)2	事業対象者・要支援2	3,054単位	3,054		
A6 1213			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	342単位	342	1回につき	
A6 1223			通所型サービスA(緩和した基準による)2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	352単位	352		
A6 6129			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき	
A6 6125			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376		
A6 6126			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752		
A6 5020			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100		
A6 5013			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算	150単位加算	150		
A6 5014			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150単位加算	150		
A6 5018			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算Ⅰ3	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6 5015			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120		
A6 6127			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1 72単位加算		72
A6 6128			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ12		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援2 144単位加算		144
A6 6121			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ21		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1 48単位加算		48
A6 6122			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ22		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2 96単位加算		96
A6 6123			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 24単位加算		24
A6 6124			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2 48単位加算	48		
A6 6211			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5		1回につき
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算(A6において共通のサービスコード)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6 6110			通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111			通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113			通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6 6115			通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6 6118			通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算(A6において共通のサービスコード)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6 6119			通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
(看護・介護職員が欠員の場合)								
A6 9004			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,490単位	1,043	1月につき
A6 9014			通所型サービスA(緩和した基準による)2・人欠		事業対象者・要支援2	3,054単位	2,138	
A6 9006			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	342単位	239	1回につき
A6 9016			通所型サービスA(緩和した基準による)2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	352単位	246	

看護・介護職員が欠員の場合 ×70%

※令和元年10月改正により単位数等を追加・変更しました。

(送迎なし) 釧路市 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A6 1311			通所型サービスA(緩和した基準による)1	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,114単位	1,114	
A6 1321			通所型サービスA(緩和した基準による)2		事業対象者・要支援2	2,302単位	2,302	
A6 1313			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	248単位	248	
A6 1323			通所型サービスA(緩和した基準による)2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	258単位	258	
A6 6139			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 6135			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6 6136			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6 5030			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 5023			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6 5024			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6 5028			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算Ⅰ3	栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A6 5025			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6 6137			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6138			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ12		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6131			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ21		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48
A6 6132			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ22		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2	96単位加算	96
A6 6133			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6134			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6 6221			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算(A6において共通のサービスコード)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6 6110			通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111			通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113			通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6 6115			通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6 6118			通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算(A6において共通のサービスコード)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6 6119			通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
(看護・介護職員が欠員の場合)								
A6 9007			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,114単位	780	
A6 9017			通所型サービスA(緩和した基準による)2・人欠		事業対象者・要支援2	2,302単位	1,611	
A6 9009			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	248単位	174	
A6 9019			通所型サービスA(緩和した基準による)2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	258単位	181	

看護・介護職員が欠員の場合 ×70%

※令和元年10月介護報酬改定による加算を追加・変更しました。

(送迎あり) 釧路市 要支援2 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)週1回程度の利用サービスコード表 平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数
A6 1421			通所型サービスA(緩和した基準による)1	要支援2		1,490単位	1,490
A6 1423			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで		342単位	342
A6 6149			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240
A6 6146			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2	要支援2	752単位減算		-752
A6 5040			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		100
A6 5033			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算	150単位加算		150
A6 5034			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150単位加算		150
A6 5038			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6 5035			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算		120
A6 6148			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算 I 12	サービス提供体制強化加算(I)イ	要支援2	144単位加算	144
A6 6142			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算 I 22	サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援2	96単位加算	96
A6 6144			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算 II 2	サービス提供体制強化加算(II)	要支援2	48単位加算	48
A6 6231			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算		5
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算 I	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算		
A6 6110			通所型サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111			通所型サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113			通所型サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6 6115			通所型サービス処遇改善加算 V	(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6 6118			通所型サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算		
A6 6119			通所型サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算		
(看護・介護職員が欠員の場合)							
A6 9031			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	要支援2	1,490単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,043
A6 9033			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	342単位		239

※令和元年10月介護報酬改定による加算を追加・変更しました。

(送迎なし) 釧路市 要支援2 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)週1回程度の利用サービスコード表 平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6 1521			通所型サービスA(緩和した基準による)1	要支援2		1,114単位	1,114	1月につき
A6 1523			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで		248単位	248	1回につき
A6 6159			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6 6156			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2	要支援2		752単位減算	-752	
A6 5050			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 5043			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6 5044			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6 5048			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A6 5045			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6 6158			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算 I 12	サービス提供体制強化加算(I)イ	要支援2	144単位加算	144	
A6 6152			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算 I 22	サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援2	96単位加算	96	
A6 6154			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算 II 2	サービス提供体制強化加算(II)	要支援2	48単位加算	48	
A6 6241			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算 (A6において共通のサービス コード)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6 6110		通所型サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の43/1000 加算			
A6 6111		通所型サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の23/1000 加算			
A6 6113		通所型サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(3)で算定した単位数の90%加算			
A6 6115		通所型サービス処遇改善加算 V	(5)介護職員処遇改善加算(V)		(3)で算定した単位数の80%加算			
A6 6118			通所型サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算 (A6において共通のサービスコード)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算		
A6 6119			通所型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算		
A6 9034			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	要支援2		1,114単位	780	1月につき
A6 9036			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで		248単位	174	1回につき

(看護・介護職員が欠員の場合)

看護・介護職員が欠員  
の場合 ×70%